

愛顔つなぐえひめ国体伊予市案内所設置運営要項

(平成27年11月24日 第4回総務企画専門委員会決定)

1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市観光・接伴基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体及び愛顔つなぐえひめ国体競技別リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光等の案内を行うため、案内所の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議の上、設置する。また、受付案内所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上、期間を定める。また、受付案内所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議の上、時間を定める。また、受付案内所の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から、競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技会場の案内及び日程等の案内に関すること。
- ウ 宿泊及び交通等の案内に関すること。
- エ 観光及び物産品の案内に関すること。
- オ その他所管に関すること

(2) 受付案内所

- ア 受付案内所の管理運営に関すること。
- イ 大会参加者の受付及び案内に関すること。

- ウ 競技会及び日程等の案内に関すること。
- エ 宿泊及び交通等の案内に関すること。
- オ 観光及び物産品の案内に関すること。
- カ 障害者への対応に関すること。
- キ 遺失物、拾得物等の取り扱いに関すること。
- ク その他所管に関すること。

7 その他

この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月24日から施行する。